

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分… 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

御注意

[illegible]

平成 年 月 日 福岡 税務署 長 殿		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※青色申告	一連番号	
納税地	福岡県福岡市中央区1-1-1 電話 (092) 521 - 1111	事業種目	期末現在の資本金の額 円 又は出資金の額 1,000,000 同上が引当金以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中法人等		税務	整理番号			
(フリガナ)	カブシキカイシャ テスト	同非区分	特同族会社 同定同社 非同族会社 一般社団・財団法人のうち 非営利型法人に該当するもの 非常利型人法		務	事業年度(至)			
法人名	株式会社テスト	経理責任者自署押印	(印)		署	売上金額			
法人番号		旧納税地及び旧法人名等			処	申告年月日			
(フリガナ)	ヤマダ タロウ	添付書類	(寄附対照票)(備後計算書)(株主(社員)総会等議決計算書又は指し振金受領簿)(地方自治体内収支通算)(企業債成り組組織再編に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書)		欄	通信日付印	確認印	庁指定	局指定
代表者自署押印	山田 タロウ (印)				理	年 月 日	申告区分		
代表者住所	福岡市博多区博多駅前1-1-1				欄	法人税	中間	期限後	修正
						地方	中間	期限後	修正

翌年以降の 交付要 否	要	否	適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有	有	否	税理士法第33条 の2の書面提出有	有	無

事業年度分の法人税 確定申告書
 課税事業年度分の地方法人税 確定申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日)
 の計算期間 平成 年 月 日
 この申告書による法人税額の計算

		十億	百万	千	円		十億	百万	千	円
所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	1					控 除 税 額	16			
法 人 税 額 (54)又は(55)	2					外 国 税 額 (別表六(二)「20」)	17			
法人税額の特別控除額 (別表六(1)「22」+別表六(七)「18」+別表六(八)「19」+別表六(九)「20」+別表六(十)「21」+別表六(十一)「22」+別表六(十二)「23」+別表六(十三)「24」+別表六(十四)「25」+別表六(十五)「26」+別表六(十六)「27」+別表六(十七)「28」+別表六(十八)「29」+別表六(十九)「30」+別表六(二十)「31」+別表六(二十一)「32」+別表六(二十二)「33」+別表六(二十三)「34」+別表六(二十四)「35」)	3					計 (16)+(17)	18			
差 引 法 人 税 額 (2)-(3)	4					控 除 し た 金 額 (12)	19			
連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	5					控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20			
土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三 (二の二)「25」+別表三(三)「26」)	6			0	0	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	21			0
同上に対する税額 (21)+(22)+(23)	7					同 上 (別表三(二の二)「28」)	22			0
課 税 留 保 金 額 (別表三(一)「41」)	8			0	0	同 上 (別表三(三)「23」)	23			0
同上に対する税額 (別表三(一)「49」)	9					この申告による還付金額 (20)	24			
法 人 税 額 計 (4)+(5)+(7)+(9)	10				0	中 間 納 付 額 (14)-(13)	25			
仮装経理に基づく過大申告 の更正に伴う控除法人税額	11					欠損金の繰戻しに よる還付請求税額	26			
控 除 税 額 (((10)-(11))と(18)のうち少ない金額)	12					計 (24)+(25)+(26)	27			
差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12)	13				0	この申告前の所得 金額又は欠損金額 (60)	28			
中間申告分の法人税額	14				0	この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する還付請求税額 (65)	29			0
差引確定(中間申告の場合はその 法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、(25)へ記入)	15				0	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+(別表七(二)「9」 若しくは「21」又は別表七(三)「10」))	30			
						翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)	31			

[illegible]

法 0301-0101

税 理 士 署 名 押 印	佐藤修一税理士事務所 佐藤 修一	(印)
------------------	---------------------	-----

事業年度等	28・12・1 29・11・30	法人名	株式会社テスト
-------	---------------------	-----	---------

法人税額の計算									
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	4,255,000	(48)の15%相当額	52	638,250			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1)－(48)	49	000	(49)の23.4%相当額	53				
	所得金額 (48)＋(49)	50	4,255,000	法人税額 (52)＋(53)	54	638,250			
法人等の場合	所得金額 (1)	51	000	法人税額 ((51)の23.4%相当額)	55				
地方法人税額の計算									
所得の金額に対する法人税額 (32)		56	638,000	(56)の4.4%相当額	58	28,072			
課税留保金額に対する法人税額 (33)		57	000	(57)の4.4%相当額	59				
この申告が修正申告である場合の計算									
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	60	地方税法上の計算	この申告前の	所得の金額に対する法人税額	68		
		課税土地譲渡利益金額	61			課税留保金額に対する法人税額	69		
		課税留保金額	62			課税標準法人税額 (68)＋(69)	70	000	
		法人税額	63			確定地方法人税額	71		
		還付金額	64			外	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)－(63))若しくは((15)＋(64))又は((64)－(27))		65		外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73	
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			この申告により納付すべき地方法人税額 ((42)－(71))若しくは((42)＋(72)＋(73))又は(((72)－(43))＋((73)－(43)の外書)))		74	00
		翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

株式会社テスト

別表一

平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

同 族 会 社 の 判 定	期 末 現 在 の 発 行 済 株 式 の 総 数 又 は 出 資 の 総 額	1	内	1	特 定 同 族 会 社 の 判 定	(21)の上位1順位の株式数又は 出 資 の 金 額	11	
	(19)と(21)の上位3順位の 株 式 数 又 は 出 資 の 金 額	2				株 式 数 等 に よ る 判 定 $\frac{(11)}{(1)}$	12	%
	株 式 数 等 に よ る 判 定 $\frac{(2)}{(1)}$	3		% 0.0		(22)の上位1順位の議決権の数	13	
	期 末 現 在 の 議 決 権 の 総 数	4	内	100		議 決 権 の 数 に よ る 判 定 $\frac{(13)}{(4)}$	14	%
	(20)と(22)の上位3順位の 議 決 権 の 数	5				(21)の社員の1人及びその同族関 係者の合計人数のうち最も多い数	15	
	議 決 権 の 数 に よ る 判 定 $\frac{(5)}{(4)}$	6		% 0.0		社 員 の 数 に よ る 判 定 $\frac{(15)}{(7)}$	16	%
	期 末 現 在 の 社 員 の 総 数	7		1		特 定 同 族 会 社 の 判 定 割 合 ((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)	17	
	社員の3人以下及びこれらの同族関 係者の合計人数のうち最も多い数	8		1				
	社 員 の 数 に よ る 判 定 $\frac{(8)}{(7)}$	9		% 100.0				
	同 族 会 社 の 判 定 割 合 ((3)、(6)又は(9)のうち最も高い割合)	10		100.0	判 定	結 果	18	同族会社

判定基準となる株主等の株式数等の明細

[illegible]

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度

28・12・1
29・11・30

法人名

株式会社テスト

別表四(簡易様式) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

区 分		総 額	処 分	
			留 保	社 外 流 出
			②	③
①		円	円	配 当
当期利益又は当期欠損の額		1	3,023,900	円
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2	3,023,900	その他
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
	損金経理をした納税充当金	4	1,231,100	
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		その他
	減価償却の償却超過額	6		
	役員給与の損金不算入額	7		その他
	交際費等の損金不算入額	8		その他
		9		
		10		
	小 計	11	1,231,100	0
減	減価償却超過額の当期認容額	12		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
	受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「26」)	14		※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)	15		※
	受贈益の益金不算入額	16		※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※
		20		
	小 計	21	0	外 ※ 0
仮 計 (1)+(11)-(21)		22	4,255,000	外 ※ 0
関連者等に係る支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)「25」又は「30」)		23		その他
超過利子額の損金算入額(別表十七(二)「10」)		24	△	※ △
仮 計 (22)から(24)までの計		25	4,255,000	外 ※ 0
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)		26		その他
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)		29		その他
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)「7」)		30		その他
合 計 (25)+(26)+(29)+(30)		33	4,255,000	外 ※ 0
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)		34		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額		36		※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額		37		※
差 引 計 (33)+(34)+(36)+(37)		38	4,255,000	外 ※ 0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」+(別表七(二)「9」若しくは「12」又は別表七(三)「10」)		39	△	※ △
総 計 (38)+(39)		40	4,255,000	外 ※ 0
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(三)「43」)		41	△	※ △
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額		47	△	
所得金額又は欠損金額		48	4,255,000	外 ※ 0

(簡)

法 0301-0402

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業 年度	28・12・1 29・11・30	法人名	株式会社テスト
----------	---------------------	-----	---------

別表五
(一) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③
			減	増	
			②	③	
		①	②	③	④
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円
積 立 金	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
繰 越 損 益 金 (損 は 赤)	26	△1, 000, 000	△1, 000, 000	2, 023, 900	2, 023, 900
納 税 充 当 金	27			1, 231, 100	1, 231, 100
未 納 法 人 税 等 (退職年金等積立金に対するものを除く。)	28	未納法人税及び未納地方法人税 (附 帯 税 を 除 く 。)	中間		△666, 200
			確定	△666,200	
	29	未 納 道 府 県 民 税 (均等割額及び利子割額を含む。)	中間		△41, 400
			確定	△41,400	
	30	未 納 市 町 村 民 税 (均等割額を含む。)	中間		△122, 000
			確定	△122,000	
差 引 合 計 額	31	△1, 000, 000	△1, 000, 000	2, 425, 400	2, 425, 400

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分		期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
			減	増	
			②	③	
		①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32	1, 000, 000 ^円	円	円	1, 000, 000 ^円
資 本 準 備 金	33				
	34				
	35				
差 引 合 計 額	36	1, 000, 000			1, 000, 000

租税公課の納付状況等に関する明細書

事業
年度28・12・1
29・11・30

法人名

株式会社テスト

税 目 及 び 事 業 年 度			期 首 現 在 未 納 税 額	当期発生税額	当 期 中 の 納 付 税 額			期 末 現 在 未 納 税 額 ①+②-③-④-⑤		
					充 当 金 取 崩 し に よ る 納 付	仮 払 経 理 に よ る 納 付	損 金 経 理 に よ る 納 付			
									③	④
			①	②	③	④	⑤	⑥		
法人税及び地方法人税	： 　　：		1	円	円	円	円	円		
	： 　　：		2							
	当 期 分	中 間	3	円						
		確 定	4		666,200				666,200	
	計		5	0	666,200	0	0	0	666,200	
道府県民税	： 　　：		6							
	： 　　：		7							
	当 期 分	中 間	8							
		確 定	9		41,400				41,400	
	計		10	0	41,400	0	0	0	41,400	
市町村民税	： 　　：		11							
	： 　　：		12							
	当 期 分	中 間	13							
		確 定	14		122,000				122,000	
	計		15	0	122,000	0	0	0	122,000	
事業税	： 　　：		16							
	： 　　：		17							
	当 期 中 間 分		18							
	計		19	0	0	0	0	0	0	
その他の	損金算入のもの	利 子 税	20							
		延 滞 金 (延納に係るもの)	21							
		印紙代	22		150,000			150,000	0	
			23							
	損金不算入のもの	加算税及び加算金	24							
		延 滞 税	25							
		延 滞 金 (延納分を除く。)	26							
		過 怠 税	27							
		源泉所得税等	28							
			29							
納 税 充 当 金 の 計 算										
期 首 納 税 充 当 金			30	円	取 崩 額	そ の 他	損 金 算 入 の も の		36	円
繰 入 額	損金経理をした納税充当金		31	1,231,100			損 金 不 算 入 の も の		37	
			32						38	
	計 (31)+(32)		33	1,231,100			仮 払 税 金 消 却		39	
取 崩 額	法 人 税 額 等 (5の③)+(10の③)+(15の③)		34				計 (34)+(35)+(36)+(37)+(38)+(39)		40	
	事 業 税 (19の③)		35				期 末 納 税 充 当 金 (30)+(33)-(40)		41	1,231,100

①

交際費等の損金算入に関する明細書

事業
年度28・12・1
29・11・30

法人名

株式会社テスト

別表十五 平二十九・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額 (8の計)	1	円 300,000	損金算入限度額 (2)又は(3)	4	円 300,000
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) $\times \frac{50}{100}$	2	0	損金不算入額 (1)－(4)	5	0
中小法人等の定額控除限度額 (1)の金額又は800万円 $\times \frac{12}{12}$ 相当額の うち少ない金額	3	300,000			
支出交際費等の額の明細					
科 目	支 出 額	交 際 費 等 の 額 か ら 控 除 さ れ る 費 用 の 額	差 引 交 際 費 等 の 額	(8)のうち接待飲食費の額	
	6	7	8	9	
	円	円	円	円	
交 際 費	300,000		300,000		
計	300,000	0	300,000		

① 旧定率法又は定率法による減価償却資産
の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	28・12・1 29・11・30	法人名	株式会社テスト ()
----------------------	---------------------	-----	----------------

別表十六(二) 平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 区 分	種 類	1	建物附属設備					合 計
	構 造	2						
	細 目	3						
取 得 年 月 日	取 得 年 月 日	4	平 29・11・1	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5	平 29 年 11 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
	耐 用 年 数	6	6 年	年	年	年	年	年
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外 500,000 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 500,000 円
	圧縮記帳による 積立金計上額	8						
	差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9	500,000					500,000
償 却 額	償 却 額 計 算 の 対 象 と なる 期末現在の帳簿記載金額	10	333,500					333,500
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
計 算 の 基 礎 と な る 額	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12)	13	外△ 333,500	外△	外△	外△	外△	333,500
	損金に計上した当期償却額	14	166,500					166,500
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	合 計 (13)+(14)+(15)	16	500,000					500,000
	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	17						
	償却額計算の基礎となる金額 (16)-(17)	18	500,000					500,000
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分	差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	19						
	旧定率法の償却率	20						
	算 出 償 却 額 (18) × (20)	21	円	円	円	円	円	円
平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 得 分	増 加 償 却 額 (21) × 割増率	22	()	()	()	()	()	()
	計 (21)+(22)又は(18)-(19)	23						
	算 出 償 却 額 (19)-1円 × $\frac{12}{60}$	24						
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	定 率 法 の 償 却 率	25	0.333					
	調 整 前 償 却 額 (18) × (25)	26	166,500 円	円	円	円	円	166,500 円
	保 証 率	27	0.09911					
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	償 却 保 証 額 (9) × (27)	28	49,555 円	円	円	円	円	49,555 円
	改 定 取 得 価 額	29						
	改 定 償 却 率	30						
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	改 定 償 却 額 (29) × (30)	31	円	円	円	円	円	円
	増 加 償 却 額 (26)又は(31) × 割増率	32	()	()	()	()	()	()
	計 (26)又は(31)+(32)	33	166,500					166,500
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34	166,500					166,500
	特 別 償 却 限 度 額	35	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
	特 別 償 却 限 度 額	36	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	円
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	前期から繰り越した特別償却不足額 又は合併等特別償却不足額	37						
	合 計 (34)+(36)+(37)	38	166,500					166,500
	当 期 償 却 額	39	166,500					166,500
差 引	償 却 不 足 額 (38)-(39)	40						
	償 却 超 過 額 (39)-(38)	41						
	前 期 か ら の 繰 越 額	42	外	外	外	外	外	
償 却 超 過 額	当期認められる 損金に よるもの	43						
	積立金取崩し によるもの	44						
	差引合計翌期への繰越額 (41)+(42)-(43)-(44)	45						
特 別 償 却 不 足 額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)-(43)と(36)+(37)のうち少ない金額	46						
	当期において切り捨てる特別償却 不足額又は合併等特別償却不足額	47						
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (46)-(47)	48						
適 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	繰越額の 内訳	49	平 ・ ・ 平 ・ ・					
	当 期 分 不 足 額	50						
	格組織再編成により引き継ぐべき 合併等特別償却不足額 (40)-(43)と(36)のうち少ない金額	51						
備考								